

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名及び住所
有限会社岡崎組 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋388番地4
- 2 指名停止の期間
令和5年8月2日から令和5年11月1日まで（3カ月）
- 3 指名停止措置対象区域
全区域
- 4 事実の概要
家畜改良センター鳥取牧場発注の「家畜改良センター鳥取牧場第2乾草舎解体工事」に関し、契約の締結後、応札金額に誤りがあったため、請負代金額での工事の履行が困難との理由により、貴社から契約解除の申し出があった。
- 5 指名停止理由
貴社との契約締結後、工事の履行が困難との理由により、契約解除を申し出たことは、「独立行政法人家畜改良センターの契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第12号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

「独立行政法人家畜改良センターの契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第12号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1 カ月以上9カ月以内